

○宮崎大学木花キャンパス総合研究棟規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成17年3月30日 平成22年9月22日

(設置)

第1条 宮崎大学（以下「本学」という。）に、宮崎大学木花キャンパス総合研究棟（以下「総合研究棟」という。）を置く。

(目的)

第2条 総合研究棟は、本学で行われる学部等の組織を越えた全学的な共同研究等を一層推進するための施設としての目的を担うものとする。

(管理者)

第3条 総合研究棟の利用に関する管理は、副学長（研究・企画担当）が行う。

2 総合研究棟の庁舎等及び防火に関する管理は、次項に定めるものを除き、工学部長が行う。

3 総合研究棟の研究室・実験室等の利用に係る管理者については、別に定める。

(委員会)

第4条 総合研究棟の管理・運営についての基本的な方針等の審議は、宮崎大学大学研究委員会が行う。

2 宮崎大学大学研究委員会については、別に定める。

(利用)

第5条 総合研究棟の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 総合研究棟に関する事務は、工学部事務部の協力を得ながら、研究国際部研究推進課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。